



●印鑑登録とは

不動産の売買や登記、自動車登録などの財産権の権利義務の発生や変更などの手続きには、印鑑登録が必ず必要です。

市の住民基本台帳に記録されている人や外国人登録原票に登録されている人は、印鑑登録をすることができませんが、15歳未満の人や成年被後見人は印鑑登録をすることができません。

●印鑑登録の方法

登録する本人が、運転免許証など官公署が発行した顔写真付きの身分証明書を所持した場合は、市が本人確認できれば、印鑑登録証と印鑑証明書を即日交付することができます。

▽次の場合は、即日交付できません

官公署が発行した顔写真付きの身分証明書がない場合は、まず、印鑑登録をする印鑑を持って市民課窓口で登録申請をしてください。後日、本人確認のため、市から自宅へ文書を郵送します。必要事項を記入した文書と登録する印鑑を持って再度、市民課で申請してください。

即日交付もできます 印鑑登録証と印鑑証明書

なお、印鑑登録カードに暗証番号が登録されている場合は、カードを使って市内の自動交付機で印鑑証明書を受け取ることが可能です。また、同一世帯の人であれば、市内のコミュニティ・センターでも受け取ることが出来ますが、この場合も請求する人の印鑑登録カードが必要です。

●印鑑証明の請求

請求書に必要事項を記入して、印鑑登録の時に発行した印鑑登録カードと一緒に市民課窓口へ提出してください。

問い合わせ先 市民課 ☎(36) 1126

現在の有効期限は9月30日(金)までです

障害者医療証が 切り替わります

市では、3年ごとに障害者医療証の更新を実施しています。現在の障害者医療証の有効期限は、9月30日(金)までです。新しい医療証を9月下旬に送付します。

【新しい障害者医療証】

●色 小学生以上〜65歳未満 青色 65歳以上 白色

●有効期限 平成26年9月30日まで

●誕生月の前に通知しますので、後期高齢者医療制度に加入する場合は、改めて障害者医療証(65歳以上用)の交付申請をしてください

①平成26年9月30日までに65歳になる人は、65歳になる誕生月の末日(1日)まで

②精神障害者保健福祉手帳の等級が1級で障害者医療の受給認定を受けた人は、精神障害者保健福祉手帳の有効期限となります。

65歳以上75歳未満の人は、後期高齢者医療制度への加入を選択した場合に限り、障害者医療が適用されます。市から65歳

の誕生日の前までに通知します。後期高齢者医療制度に加入する場合は、改めて障害者医療証(65歳以上用)の交付申請をしてください

の誕生日の前までに通知します。後期高齢者医療制度に加入する場合は、改めて障害者医療証(65歳以上用)の交付申請をしてください

の誕生日の前までに通知します。後期高齢者医療制度に加入する場合は、改めて障害者医療証(65歳以上用)の交付申請をしてください

救急救命講習で 練習の必要性を再確認



倒れている人の呼吸を確認する団員



AEDを使った救命を学ぶ団員

宗像地区消防本部で7月23日、救急救命講習を受講。「救命のリレー」という内容で、救急救命士から指導を受けました。

最初に、骨折の応急手当として三角巾を使った方法や、三角巾の代わりにTシャツなどの衣類を使用した手当の仕方を学びました。

次に、食べ物や喉に詰まった時の処置(腹部突き上げ法)や出血時の応急手当など、過去に何度も講習を受けて分かったつもりでいたが、いざ始めてみると自信がなくオロオロ…。繰り返しの練習が必要だと痛感しました。

続いて、心肺蘇生法の講習です。病気がけがなどで倒れている人を救うには、救急車が到着するまでの救命手当が、命に関わる大事な役割を果たします。班に分かれて、意識や呼吸の確認、救急車やAED(自動体外式除細動器)の要請、人工呼吸や胸骨圧迫など、団員が連携して実施しましたが、やはりここでも、日ごろの練習が欠かせないと実感しました。

命を救うためには、いざという時の備えが大切です。市民のみなさんも救急救命講習会などの機会を見つけて、講習を受けてみてはいかがでしょうか。(同消防団員広報班・真鍋久美子)

問い合わせ先 生活安全課 ☎(36)5050

【①の場合】

平成26年9月30日までに65歳になる人は、誕生月の末日までが有効期限(1日生まれの人は前月末日まで)

65歳以上75歳未満の人は、後期高齢者医療制度に加入(選択)すれば障害者医療の受給可能

後期高齢者医療制度の加入申請 (窓口 国保医療課)

障害者医療証の交付申請 (窓口 国保医療課)

【②の場合】

精神障害者保健福祉手帳の等級が1級で障害者医療受給認定を受けた人は、精神障害者保健福祉手帳の有効期限まで

有効期限が近づいたら、精神障害者保健福祉手帳の更新手続き (窓口 福祉課)

更新の結果、精神障害者保健福祉手帳の等級が1級と認定

障害者医療証の交付申請 (窓口 国保医療課)

宗像シティボウル / 宗像バットイングセンター. Includes information about bowling events, group reservations, and contact details. TEL: 0940-36-6833. Location: 宗像市王丸徳丸772.